平成２５年（フ）第５４３号
大阪府門真市本町18番８―207号
破産者　清水　邦彦
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９８号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣4546―１、開始決定時の住所大阪府大東市赤井３丁目１番２号　ＬＭ住道1402号
破産者　秋房　秀生
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３２１号
大阪市平野区平野宮町１丁目８番３―465号、前住所奈良県吉野郡川上村大字高原409番地
破産者　梅本眞喜子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７５号
大阪市東住吉区西今川１丁目11番22号
破産者　濱　フミ子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９９５号
大阪市東住吉区田辺４丁目16番15号
破産者　町田商会こと　町田　克二
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３５号
福岡県朝倉郡筑前町高上812番地
破産者　原口　政刀
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６号
仙台市青葉区新川字原田58番地の２
破産者　佐藤　　剛
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５５７号
仙台市泉区寺岡５丁目７番地の20
破産者　村上　淳子
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
青森県むつ市大湊町２番50号　海上自衛隊大湊基地業務隊、開始決定時の住所京都府舞鶴市字溝尻150番地15
破産者　高嶋　栄次
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第９２７号
福岡市城南区田島４丁目26番３―401号
破産者　佐藤　沙織
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９９号
横浜市中区石川町３丁目114番地12　セシリア元街302号室、申立時の住所横浜市中区大和町１丁目11番地
破産者　渡邉　英文
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４１号
横浜市港北区大豆戸538番地　ＨＡＲＵ宗久壱番館503号、開始決定時の住所横浜市港北区篠原北１丁目24番27号　リブカネコ301
破産者　山本　邦男
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９９号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目５番12号
破産者　清水　時正
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２８号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目11番地の７
破産者　荒谷　博孝
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３号
富山市高木1614番地
破産者　サウンドワークスアポロこと　角井　浩
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４３号
石川県白山市三浦町62番地５
破産者　石口　幸樹
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所